

山梨県公報

第二千八百六十六号

平成三十一年

三月七日

木曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の撤回……………七七
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………七七
- 自動車専用道路の指定……………七七
- 道路の供用開始(二件)……………七八
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………七八

公告

- 一般競争入札について……………七八
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………八〇
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………八一
- 争議行為予告通知の受理……………八一
- 平成三十一年度前期技能検定の実施……………八二
- 平成三十一年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施……………八五
- 第九十三回(二十十九年度)山梨県警察官採用試験Aの第一次試験試験会場
の決定について……………八九

告示

山梨県告示第五十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成三十年山梨県告示第二百九十九号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項第二号に定める当該汚染による人の健康の被害が生じ、又は生ずるおそれなくなつたと認めるため、その指定を撤回する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 指定を撤回する区域 中巨摩郡昭和町清水新居字小松田二百八十二番二の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

山梨県告示第五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 指定する区域 中巨摩郡昭和町清水新居字小松田二百八十二番二の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

山梨県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十一年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区間	延(メートル)長	指定する期日
南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九七番五地先から南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九番二地先まで	六一五・八	平成三十一年三月七日